

## 主な用語の定義

### ※1 「リスクアセスメント」

作業に伴う危険性又は有害性を特定し、リスクを評価するもので、リスクの大きいものから順に対策を検討する手法をいう。

### ※2 「ヒヤリ・ハット体験」

職場において、労働災害につながるような「ひやり」としたり、「はっと」したりした体験をいう。

### ※3 「安全衛生委員会等」

安全委員会、衛生委員会及び安全衛生委員会を総称して安全衛生委員会等という。

「安全委員会」とは、

- (1) 林業、鉱業、建設業、製造業のうち木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業及び輸送用機械器具製造業、運送業のうち道路貨物運送業及び港湾運送業、自動車整備業、機械修理業並びに清掃業については常時 50 人以上の労働者を使用する事業所において、
- (2) 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車修理業及び機械修理業（(1) に掲げる業種を除く。）については常時 100 人以上の労働者を使用する事業所において、

事業所における労働者の危険防止のための基本的対策など事業所の安全に関する事項を調査審議し、事業者に対し意見を述べるために置かれる機関をいう。

その構成は、事業の実施を統括管理する人もしくはこれに準ずる人が議長となるほか、委員の半数は労働者の過半数を代表する者の推薦（労働組合がある場合には労働組合の推薦）によって事業者が指名した者によることとされている。

「衛生委員会」とは、常時 50 人以上の労働者を使用する事業所において、事業所における労働者の健康の保持増進を図るための基本となる対策等事業所の衛生に関する事項について調査審議し、事業者に対して意見を述べるために置かれる機関をいう。

その構成は、安全委員会と同様になっている。

「安全衛生委員会」とは、「安全委員会」及び「衛生委員会」の設置要件に該当する事業所について、安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないときに、それぞれの設置に代えて設けることができる機関をいう。

委員の構成・調査審議の内容は、それぞれの委員会に準じている。

保安委員会、工場委員会などと呼ばれていても、安全衛生委員会等と目的と活動内容が同じで、事業所内に設置されていれば、その名称にかかわらず、安全衛生委員会等に該当する。

なお、生産に関する事項が主で、安全衛生に関することが従となっているような生産委員会や同じ企業内の各工場の委員を構成員とする企業全体の委員会（たとえ安全衛生を専門にとりあげるものでも）は該当しない。

### ※4 「時間外・休日労働」

休憩時間を除き、1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた労働をいう。また、その超えた労働の時間を時間外・休日労働時間という。

1 か月当たりの時間外・休日労働時間の算定は、次の式により行う。

1 か月の総労働時間＝（労働時間数（所定労働時間数）＋延長時間数（時間外労働時間数）＋休日労働時間数）－（計算期間（1 か月間）の総暦日数／7）× 40

#### ※5 「長時間労働者への医師による面接指導等」

長時間の労働により疲労が蓄積し健康障害発症のリスクが高まった労働者について、その健康の状況を把握し、これに応じて本人に対する指導を行うとともに、その結果を踏まえた事後措置を講じるものをいう。

面接指導等には、保健師による保健指導、チェックリストにより疲労蓄積度を確認すること、産業医による事業場に対する助言指導などを含む。

労働安全衛生法の改正により、脳・心臓疾患の発症を予防するために、平成18年4月1日（常時50人未満の労働者を使用する事業所は平成20年4月1日）から、（1）時間外・休日労働が1か月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者、（2）時間外・休日労働が1か月当たり80時間を超える労働により疲労の蓄積が認められ又は健康上の不安を有している労働者、（3）事業場において定められた基準に該当する労働者、に対し、事業者は医師による面接指導等を実施することが義務づけられた（ただし、（2）及び（3）は努力義務）。

#### ※6 「産業医」

「産業医」とは、常時50人以上の労働者を使用する事業所において、健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康管理等を行うために事業者から選任された医師をいう。

#### ※7 「衛生管理者等」

衛生管理者、安全衛生推進者及び衛生推進者をいう。

「衛生管理者」とは、常時50人以上の労働者を使用する事業所において、作業条件、施設等の衛生上の改善などの衛生に係る技術的事項を管理するため、事業者から選任された人をいう。衛生管理者の免許を持っているか、あるいは医師の免許を持っているなどの一定の資格を有する人から選任することとなっている。

「安全衛生推進者」とは、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業所において、安全衛生に関する技術的事項（労働者数が50人以上の事業所において安全管理者と衛生管理者が管理している業務と同様の業務）を担当するため、事業者から選任された人をいう。一定の資格（経験）を有する人から選任することとなっている。

「衛生推進者」とは、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業所において、労働衛生に関する技術的事項（労働者数が50人以上の事業所において衛生管理者が管理している業務と同様の業務）を担当するため、事業者から選任された人をいう。一定の資格（経験）を有する人から選任することとなっている。

#### ※8 「地域産業保健センター」

労働者数50人未満の小規模事業場では、産業医の選任義務はなく、また、事業者が独自に医師を確保して労働者の健康管理をすることは困難な場合が多くあることから、こうした小規模事業場の事業主やそこで働く労働者を対象に健康相談や保健指導等の産業保健サービスを充実させることを目的として、各都道府県に設置されている。

#### ※9 「健康診断機関」

健康診断を実施している機関をいう。医療機関であるか健康診断を専門に実施している機関であるかを問わない。

#### ※10 「メンタルヘルスケア」

事業場において事業者が講ずるように努めるべき労働者の心の健康の保持増進のための措置（1次予防（未然防止）、2次予防（不調への気づき対応）、3次予防（職場復帰支援））のことをいう。

#### ※11 「メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者」

メンタルヘルス不調※を原因として、以下の疾病により休業又は退職した労働者をいう。

- (1) 症状性を含む器質性精神障害
- (2) 精神作用物質使用による精神および行動の障害
- (3) 統合失調症、分裂病型障害および妄想性障害
- (4) 気分〔感情〕障害
- (5) 神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害
- (6) 生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群
- (7) 成人の人格および行動の障害
- (8) 知的障害（精神遅滞）
- (9) 心理的発達の障害
- (10) 小児（児童）期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害、詳細不詳の精神障害

なお、メンタルヘルス不調※とは、ICD-10 診断ガイドライン「精神および行動の障害」に分類される精神障害や自殺のみならず、ストレスや強い悩み、不安など、労働者の心身の健康、社会生活および生活の質に影響を与える可能性のある精神的および行動上の問題を幅広く含むものをいう。

#### ※12 「メンタルヘルス不調を抱えた労働者」

メンタルヘルス不調により、心の変化（気分の落ち込み、イライラ、無気力、考えがまとまらないなど）、体の変化（慢性的な疲労感、頭痛、睡眠の過不足など）、行動の変化（酒・たばこの増加、ミスの増加、集中できない、積極性がなくなる、怒りっぽくなるなど）について、いずれかの変化が認められた者又はそうした兆候がうかがわれる者とする。

#### ※13 「職場復帰支援プログラム」

心の健康問題で休業していた労働者が円滑に職場に復帰し、業務が継続できるようにするために休業の開始から通常業務への復帰までの流れを明らかにしたもの。具体的には、職場復帰支援の手順、内容及び関係者の役割等からなる。

#### ※14 「都道府県産業保健推進センター」

産業医や衛生管理者などの事業場内産業保健スタッフに対して心の健康づくり対策についてのサービス（職場環境等の評価と改善の支援、教育研修の支援、事業場内の相談体制作り等の支援等）を提供するとともに、地域産業保健センターの活動に対して専門的、技術的な支援を行う。都道府県産業保健推進センターは独立行政法人労働者健康福祉機構が運営している。

#### ※15 「他の外部機関」

精神保健福祉センター、（社）日本産業カウンセラー協会などの心の健康づくり対策を支援する活動を行っている機関、メンタルヘルス支援機関などをいう。

#### ※16 「定期健康診断」

労働安全衛生法の規定に基づき、事業者が一定の検査項目について、毎年定期的に行う健康診断をいう。

定期健康診断の代わりに人間ドック等を実施している場合であっても、法定の検査項目について、毎年定期的実施しているものを含む。

なお、法定の検査項目は、次のものとなっている。（労働安全衛生規則第44条）

- (1) 既往歴及び業務歴の調査、(2) 自覚症状及び他覚症状の有無の検査、(3) 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査、(4) 胸部エックス線検査及び喀痰検査、(5) 血圧の測定、(6) 貧血検査、(7) 肝機能検査、(8) 血中脂質検査、(9) 血糖検査、(10) 尿検査、(11) 心電図検査

**※17 「受診率」**

受診率＝受診者数／常用労働者数×100

常用労働者数については、「正社員」＋「契約社員」＋「パートタイム労働者」＋「臨時・日雇労働者で9月及び10月にそれぞれ18日以上雇われた者」の計である。

受診者数については、定期健康診断を年2回以上実施した場合は、受診者数が重複しないように数えたもの。また、同一の労働者が年2回以上定期健康診断を受診した場合、人数は1人としている。

**※18 「有所見率」**

有所見率＝有所見者数／受診者数×100

有所見者数については、医師の診断が異常なし、要精密検査、要治療等のうち、異常なし以外の者を有所見者とする。

また、同一の労働者が年2回以上定期健康診断を受診している場合、そのうち1回以上「有所見」と診断された労働者を1人としている。

**※19 「全面禁煙」**

建物や車両内全体を常に禁煙とすることで、事業所内に複数の建物がある場合は、建物全部を禁煙としている場合を全面禁煙とする。なお、建物を全面禁煙とし、屋外に喫煙所を設けている場合も全面禁煙に該当する。

**※20 「空間分煙」**

喫煙室のみ喫煙を認め、喫煙室以外の場所を禁煙とすることをいう。

**※21 「上記以外の何らかの対策」**

喫煙時間の制限や禁煙場所の特定など何らかの喫煙対策を実施していることをいう。

**※22 「喫煙コーナー」**

天井から吊り下げた板等による壁、ついたて等によって区画された喫煙可能な区域をいう。

**※23 「喫煙室」**

出入口以外には非喫煙場所に対する開口面がほとんどない独立した喫煙のための部屋のことをいう。

**※24 「たばこの煙を排気する装置等」**

たばこの煙が拡散する前に吸引して屋外に排出する換気扇等の喫煙対策機器のことを指す。

**※25 「たばこの煙を除去する装置等」**

たばこの煙を除去して屋内に排気する空気清浄装置等の喫煙対策機器を指す。

**※26 「気流を測定している」**

非喫煙場所と喫煙室等との境界において喫煙室等へ向かう気流の風速を測定することをいう。気流の風速を0.2m/s以上とするように必要な措置を講ずることとされている。

**※27 「浮遊粉じん、一酸化炭素等の濃度を測定」**

たばこの煙が職場の空気環境に及ぼしている影響を把握するために実施する測定をいう。

**※28 「交通労働災害防止のためのガイドライン」**

労働安全衛生関係法令、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）等とあわせて、事業場における交通労働災害防止のための管理体制の確立等、適正な労働時間等の管理及び走行管理、教育の実施等、健康管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚、荷主及び元請による配慮等の実施の積極的な推進により、交通労働災害の防止を図ることを目的として策定されたガイドライン。

同ガイドラインにおいて、事業主は、

- 運転者の睡眠時間を確保することに配慮した労働時間等の管理の充実
- 荷役作業を行わせる際の措置の実施
- 荷主及び元請による配慮
- 組織的な安全衛生管理の強化などの対策

を講じることとされている。

**※29 「デジタルタコグラフ」**

運行記録（時間・距離・速度の法定3要素）をメモリーカードにデジタルで記録するものをいう。

**※30 「GPS (Global Positioning System)」**

地球上の現在位置を調べるための衛星測位システムをいう。

**※31 「IT」**

Information Technology（情報技術）をいう。

**※32 「業務上災害」**

業務中に業務に起因して発生した負傷災害・疾病をいい、休業をともなう「休業災害」か被災日の翌日以降は休業しない「不休災害」であるかは問わない。

なお、「不休災害」は、医療機関で医師の手当を受けた場合に限る。

また、通勤途中に発生したいわゆる「通勤災害」は業務上災害に含まない。

**※33 「危険感受性向上教育」**

実際の機械等を使用して労働災害を模擬的に実体験させること等を通じて作業における危険に対する感受性を向上させる教育手法をいう。

**※34 「能力向上教育」**

労働安全衛生法第19条の2第2項の規定による厚生労働大臣の指針に基づき、事業者が労働災害の動向、技術革新の進展等社会経済情勢の変化に対応しつつ事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、各作業主任者その他労働災害防止のための業務に従事する者に対して行う教育をいう。

**※35 「日勤勤務」**

通常の勤務が昼勤の勤務形態をいう。

**※36 「交代制勤務」**

一日を2分割ないし3分割し、それぞれの時間帯ごとに交代する勤務をいう。

**※37 「夜勤勤務」**

通常の勤務が夜間の勤務形態をいう。

**※38 「隔日勤務」**

一日おきに勤務する形態をいう。

**※39 「深夜業」**

深夜業（原則として午後 10 時から午前 5 時までの間に行われる業務をさす。勤務時間の一部でもこの時間帯にかかる場合は、深夜業があるとした。「深夜業に従事した」とは、過去 6 か月間を平均して 1 か月当たり 4 回以上の深夜業勤務を行ったことをいう。

**※40 「時間分煙」**

喫煙時間を一定の時間に制限することをいう。